

事務所だより

第167号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「全国労働衛生週間」その一

74回目を迎えて

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的に、昭和25年から毎年実施されています。

今年のスローガン

目指そうよ二万流
こころとからだの健康職場

準備期間に

取り組む重点事項

9月の準備期間は、日常の労働衛生活動の総点検を行い、次の重点事項に取り組めます。

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ③ 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- ④ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ⑥ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ⑦ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイド

ライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

⑧ 「STOP:熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策に関する事項

⑨ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

⑩ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

⑪ 女性の健康課題に関する事項

最低賃金改定の目安を発表！

最低賃金改定の目安

先日（令和5年7月28日）開催された第67回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金改定の目安について答申が取りまとめられました。

今後は、この答申を参考にしながら、各地方最低賃金審議会が調査審議して答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します。

今年度の目安が示した全国加重平均の上昇額は41円（昨年度は31円）で、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引き上げ率に換算すると4.3%（昨年度は3.3%）となります。

答申のポイント

全都道府県をABCの3ランクに分けて引き上げ額の目安を提示しています。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県（別表参照）で、各都道府県の引き上げ額の目安は、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円としています。

京都府は40円増（予定）

目安額どおりに最低賃金が決定された場合、京都府下にある事業所が支払う最低賃金額は、現行の時間額968円から40円増の1008円になる見込みです。（特定の産業には別途、産業別最低賃金がある場合があります。）

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

定められています。

最低賃金の対象とならない賃金

最低賃金の対象となるのは

毎月支払われる基本的な賃金に限られます。次の賃金は含まれません

1. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
2. 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
4. 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
5. 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
6. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

今後、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定し、9月初め頃に官報公示されますので、注視してください。

Q 当社は、勤続年数に応じて「永年勤続表彰金」を支給する制度を創設しようと考えています。支給時の社会保険や労働保険の取り扱いは、どのようになりますか。

「永年勤続表彰金」の社会保険上の取り扱い

A 勤続年数に応じて従業員を表彰し、表彰金を支給する場合、一定の条件を満たす場合、社会保険対象の報酬に含まれず、保険料の支払いは不要です。社会保険料計算の対象外と判断される要件は、以下のとおりです。

① 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

② 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

③ 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

なお、労働保険料についても、賃金に含まれず、保険料の支払いは不要となります。

課税の対象か否かについては、現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券は券面額）が給与として課税されます。

記念品や旅行、観劇などを課税としなくてもよい条件は、以下のとおりです。（国税庁ホームページより）

- ・勤続年数や地位などに照らして、社会一般的に見て相当な金額以内であること
- ・勤続年数が概ね10年以上の人を対象としていること
- ・同じ人を2回表彰する場合には、前に表彰してからおおむね5年以上の間 隔があいていること

（別表）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

○10日
雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○31日
健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○外国人雇用状況報告（雇用

8月の労務手続
「提出先・納付先」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

今年6月下旬から蝉の声を聞き始め、蝉の抜け殻をあらこちらで見かけていました。今や、周囲の樹木で連日の猛暑にも負けじと大合唱しています。

（ぎん）

編集後記



琵琶湖・ミシガン

保険の被保険者ではない労働者
「公共職業安定所」